四　容器は、協定規則に適合するものとして経済産業大臣が定める加工、溶接及び熱処理の方法により製造すること。

五　容器（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器を除く。）は、協定規則に適合するものとして経済産業大臣が定める寸法精度を有するように製造すること。

六　容器は、第五条第二項第二号に定める試験に合格するように製造すること。

（容器検査の除外）

第四条　法第四十四条第一項第三号の経済産業省令で定める用途に供する容器は、輸出に供する容器とする。

（容器検査の方法）

第四条の二　法第四十四条第一項の経済産業省令で定める方法のうち、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に係るものは、次条第一項第二号に定める試験の方法によるものとする。

2　法第四十四条第一項の経済産業省令で定める方法のうち、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器に係るものは、次条第二項第二号に定める試験の方法によるものとする。

3　前二項の規定にかかわらず、海外認定容器にあっては、法第四十四条第一項の容器検査に合格したものとみなす。

（容器の規格）

第五条　法第四十四条第四項の経済産業省令で定める規格のうち、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一　容器に使用する材料は、第三条第一項第一号で定める製造の方法の基準に適合するものであること。

二　容器は、協定規則に適合するものとして経済産業大臣が定める試験を行い、これに合格するものであること。

三　［略］

四　充塡する高圧ガスの種類及び圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）が、協定規則に適合するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するものであること。

2　法第四十四条第四項の経済産業省令で定める規格のうち、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一　容器は、第三条第二項で定める製造の方法の基準に適合するものであること。

二　容器は、協定規則に適合するものとして経済産業大臣が定める試験を行い、これに合格するものであること。

三　容器は、他の用途に用いられたことがないものであること。

四　充塡する高圧ガスの種類及び圧力が協定規則に適合するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するものであること。

［削る］

［新設］

（容器検査の方法）

第四条　法第四十四条第一項の経済産業省令で定める方法は、次条第一項第二号に定める試験の方法によるものとする。

［新設］

（容器の規格）

第五条　法第四十四条第四項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）の大きさ別の容器の規格は、次の各号に掲げるものとする。

一　容器に使用する材料は、第三条第一号で定める製造の方法の基準に適合するものであること。

二　容器は、告示に定める試験を行い、これに合格するものであること。

三　［略］

四　充塡する高圧ガスの種類及び圧力が告示に定める基準に適合するものであること。

［新設］

2　前項の規定にかかわらず、経済産業大臣が告示で定める国が、協定規則第百三十四号に基づき認定した容器であって、当該容器に使用する金属材料が第三条第一号で定める製造の方法の基準に適合するものとして認められたもの（以下「海外認定容器」という。）については、当該認定に係る規格をもって法第四十四条第四項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の容器の規格とする。